

日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容						
	14	火		13:00	13:10	14:55	15:15	17:00	
				所長 あいさつ	講演 「民事裁判の現状と課題 ～新任判事への体験的アドバイス～」 東京高裁部総括判事 高野 伸		講演 「刑事裁判の現状と課題」 大阪高裁部総括判事 西田 眞基		※
	15	水	10:00	14:00		14:20	16:30		
			共同研究（班別） 「裁判の現状と課題について考える」 民事系（10:00～11:30, 12:30～14:00） 民事局第二課長 山本 拓 家庭局第一課長 和波 宏典 刑事系（10:00～12:00, 13:00～14:00） 刑事局第一課長 福島 直之 家庭局第一課長 和波 宏典			説明と意見交換 「人事制度の仕組み等」 人事局長 堀田 眞哉 人事局任用課長 板津 正道			
2	16	木	10:00	11:30	12:30	14:30	14:50	17:10	
			説明と意見交換 「裁判所の情報化と情報セキュリティ」 情報政策課参事官 橋爪 信	説明と意見交換 「中堅裁判官として裁判所の組織 運営を考える」 総務局第一課長 清藤 健一 人事局総務課長 春名 茂		報道記者との座談会 「司法に求められるもの」 A班 記者 ██████████ 記者 ██████████ 司研教官 三角 比呂 B班 記者 ██████████ 記者 ██████████ 司研教官 福井 章代 C班 記者 ██████████ 記者 ██████████ 司研教官 杜下 弘記 D班 記者 ██████████ 記者 ██████████ 司研教官 横田 典子			
	17	金	10:00	12:00	13:00	16:30			
			講演と意見交換 「人権を考える －住み続ける権利、人権としての社会保障、 健康権を中心に－」 金沢大学名誉教授・特任教授 井上 英夫	共同研究（班別） 「よりよい裁判をめざして －これまでの10年、これからの10年－」 1班 司研教官 福井 章代 2班 司研教官 平出 喜一 3班 司研教官 杜下 弘記				終了	

※ 懇談会を予定

平成28年度判事任官者実務研究会

参加者名簿

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
東京	最高裁行政局 最高裁家庭局 司研 総研 東京地裁	松 長 一 太	
		依 田 吉 人	
		浅 川 啓	
		松 井 俊 洋	
		川 山 泰 弘	
		梶 山 太 郎	
		崇 島 誠 二	
		萩 原 孝 基	
		八 木 文 美	
		數 間 優 美	
	下 山 久 子		
	千 葉 健 一		
	長 谷 川 武 久		
	天 池 野 田 幸 司		
	内 山 山 裕 史		
	冲 本 山 尚 紀		
	影 山 林 智 彦		
	小 佐 久 隆		
	佐 藤 彩 香		
	佐 藤 政 達		
舘 野 俊 彦			
田 中 一 洋			
野 山 優 子			
馬 山 場 崇			
平 手 健 太 郎			
宮 川 健 臣			
吉 岡 透			
脇 田 央			
廣 瀬 野 亮			
平 野 子			
數 間 薰			
渡 辺 一			
甲 元 健 依			
	東京地裁立川支		
	東京家裁		
	横浜地裁		

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考	
東京	横浜地裁	堀 一	策	
	横浜地裁横須賀支	中 村 有	希	
	さいたま地裁越谷支	徳 光 絢	子	
	さいたま地裁熊谷支	大 槻 友	紀	
	千葉地裁	小 瀧 嶋 順	和 歌	平
		長 尾 崇		子
		長 尾 洋	卓	子
		島 崎 卓	恵	二
		大 谷 敦		子
		小 野 本 倫		敦
		佐 野 倫	香	久
		國 井 坂 剛		里
		猪 塚 素	昌	直
		飯 塚 村 幸	禎	也
	大阪	新潟地裁	野 川 幸	代
		新潟地裁佐渡支	北 川 幸	治
		新潟地裁高田支	児 玉 斐	次
		大阪地裁	甲 伊 大	介
		大阪地裁堺支	久 保 大	優
澤 田 博			啓	之
中 畑 本 浩				輔
宮 向 健				治
森 里 紀				志
重 田 純				之
寺 村 隼				子
能 宗 美				人
奥 山 雅				和
高 山 哉				哉
京都地裁		宮津支	高 山 野	慎
		舞鶴支	中 野 晴	行
		京都家裁	信 夫 繪	里
		神戶地裁	石 原 和	子
		神戶地裁伊丹支	西 谷 大	孝
			吾	

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
大阪	神戸地裁姫路支	高 橋 浩	美
	神戸地裁洲本支	重 高	啓
	和歌山地裁新宮支	波 多 野 紀	夫
名古屋	名古屋地裁	小 川 貴	紀
		小 林 健	留
	名古屋家裁	原 啓	晋
広島	岐阜地裁	島 田 尚	人
	福井地裁敦賀支	宮 崎 純	一 郎
	広島家裁呉支	原 田 宗	輔
	山口地裁萩支	梅 本 聡	子
	岡山家裁倉敷支	坂 本	智
福岡	鳥取地裁米子支	日 野 進	司
	福岡地裁	石 上 興	一
		松 井 雅	典
		村 木 洋	二
	福岡地裁小倉支	小 川 清	明
	福岡家裁	小 川 貴	寛
	福岡家裁小倉支	山 中 耕	一
	長崎地裁五島支	鮫 島 寿	美 子
	長崎地裁厳原支	横 倉 雄	一 郎
	大分地裁	家 入 美	香
	熊本地裁	石 川 慧	子
		永 田 雄	一
		山 根 良	実
	熊本家裁	船 戸 容	子
	宮崎地裁	安 部 利	幸
那覇地裁	山 岸 秀	彬	
仙台	那覇地裁名護支	岩 崎 雄	亮
	那覇地裁平良支	橋 口 佳	典
	仙台家裁	大 倉 靖	広
	福島地裁郡山支	棚 井	啓
	福島家裁郡山支	南 雲 大	輔
	盛岡地裁花巻支	鈴 木 綱	平
	盛岡地裁遠野支	藤 永 か	お る
	秋田地裁横手支	中 村 英	晴

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
仙台	青森家裁弘前支	能 登 谷	宣 仁
札幌	札幌地裁	青 野	卓 也
		渡 邊	充 昭
	札幌家裁	中 嶋	万 紀 子
高松	高松地裁	棚 村	治 邦
	徳島地裁	村 瀬	洋 朗

合計 111 人

平成29年2月14日

民事裁判の現状と課題 ～新任判事への体験的アドバイス～

東京高裁 高野 伸

- 1 はじめに
 - 体験的アドバイス

- 2 現状と課題を踏まえて
 - (1) 現状認識
 - 東京高裁での認識
 - 気がかりなこと
 - (2) 民事裁判は難しいか
 - 危険
 - 自足すると停滞する 組織的課題への取組

- 3 裁判という仕事
 - (1) 裁判所に対する評価
 - 国民の信頼を得る
 - 法制度が整っていることの重要性
 - (2) 職業としての裁判官
 - 裁判官としての自己形成（ヘーゲルのいう教養 Bildung）
 - 裁判所の文化 興味は広く持つ（great books）

- 4 裁判は進歩する
 - 刑事の裁判員制度
 - 民事では集中証拠調べの実現
証拠開示制度なしの交互尋問制度
事実の究明 技法が重要 対質（民訴規則118，刑訴規則124）

- 5 紛争の実態・実体に迫る
 - (1) 争点整理
 - 紛争の実体を把握する

(2) 事実認定

- 民事の事実認定, 刑事の事実認定
- 聞きたいことを聞き, 見たいものを見てしまう。
- 人が話すことの情報力

6 事件のマネジメント

(1) 迅速な裁判

- 迅速になったか
- 迅速への意識

(2) 事件管理

- 事案にふさわしい対処
- 時間÷事件
書記官事務の整理
- 三者の誰かが事件を動かしている
- 難しい仕事は, 早めに手をつける

(付)

- 判決 文章力は向上する
- 和解の技量も向上する

7 合議

- 右陪席の役割は大きい
- 議論の価値

8 おわりに

- 良い裁判をする意欲 報われる仕事

刑事裁判の現状と課題

- 第1 はじめに
- 第2 従来の刑事裁判の姿（精密司法）
 - 1 捜査
 - 2 起訴
 - 3 公判準備
 - 4 第1回公判
 - 5 自白事件のその後の審理
 - 6 否認事件のその後の審理
 - 7 証人尋問，被告人質問
 - 8 自白調書の任意性，検察官調書（2号書面）の特信性
 - 9 論告・弁論
 - 10 判決書
 - 11 控訴審
- 第3 従来の刑事裁判に対する評価と裁判員制度の導入まで
 - 1 国民の評価
 - 2 精密司法に対する批判
 - 3 司法制度改革審議会意見書と裁判員制度の導入
- 第4 裁判員裁判にみられる刑事裁判の変化
 - 1 裁判員裁判の在り方
 - ① 法廷で心証を取ることのできる分かりやすい審理
 - ② 当事者追行主義の理念に、より忠実な審理
 - ③ 裁判員の各種負担の軽減
 - ④ 被告人の人権保障と真相の解明
 - 2 従来の刑事裁判とどのように変わったか。

- ① 捜査, 起訴
- ② 公判前整理手続
- ③ 公判審理
 - ア 冒頭陳述
 - イ 証拠の厳選
 - ウ 統合捜査報告書
 - エ 書証の取調べ
 - オ 自白事件における犯情の中核部分に関する証人尋問
 - カ 証人尋問の仕方
 - キ 被告人質問先行型審理
 - ク 論告・弁論, 判決宣告

④ 評議

- ア 評議の仕方
- イ 評議を経験した感想

⑤ 判決書

- ア 判決書の現状
- イ 量刑評議についての考え方に沿った量刑の理由

⑥ 控訴審

事実誤認の意義

3 裁判員裁判が付随的にもたらしたもの

- ① 法曹三者の協力態勢
- ② 法律概念についての考え方及び量刑理論の深化, 判例法理の進展
- ③ 裁判官の資質・能力の向上

第5 裁判員裁判の課題

- 1 課題の核心
- 2 公判前整理手続について

① 公判前整理手続の長期化

ア 現状

イ 問題点

ウ 原因

エ 方策

② 公判前整理手続における的確な争点整理

ア 的確な争点整理の重要性

イ 問題のある争点整理

㊦ 裁判所が争点を的確に捉えていない場合

㊧ 争点整理が簡単すぎる場合

㊨ 重要性に乏しい事実を漫然と争点として取り上げる場合

③ 公判前整理手続における的確な証拠整理

問題のある証拠整理

ア 証拠の厳選が十分でない事案

イ 統合捜査報告書の内容に過不足がある事案

3 公判審理について

主な課題

① 主張書面や書証の朗読が延々と続く審理

② 自白事件における人証活用

③ 証人尋問の質の向上

④ 裁判員の精神的負担に対する配慮

4 判決書について

改善を要する判決書

① 詳細すぎるもの

② メリハリのない平板な判断となっているものなど

③ 不必要な供述内容や重要度の低い間接事実を挙げるもの

- ④ 量刑の理由が総花的なもの

第6 裁判員裁判以外の刑事裁判（非裁判員裁判）の課題

- 1 非裁判員裁判に変化は見られるか。

- ① 自白事件について
- ② 否認事件について

- 2 いわゆるダブルスタンダード論

- 3 今後の方向性

第7 新時代の刑事司法制度

- 1 平成28年の刑訴法等の一部改正まで

- 2 改正法の概要

主要な改正点

- ① 取調べの録音・録画制度の導入
- ② 合意制度の導入
- ③ 刑事免責制度の導入
- ④ 通信傍受の合理化・効率化
- ⑤ 弁護人の援助の充実化
- ⑥ 裁量保釈の判断に当たっての考慮事項の明確化
- ⑦ 証拠開示制度の拡充
- ⑧ 犯罪被害者等及び証人を保護するための措置の導入
 - ア ビデオリンク方式による証人尋問の拡充
 - イ 証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の導入
 - ウ 公開の法廷における証人等の氏名等の秘匿措置の導入
- ⑨ 証拠隠滅等の罪の法定刑の引き上げ

- 3 取調べの録音・録画制度の概要及び課題

- ① 概要

- ア 導入の趣旨

イ 対象

ウ 録音・録画義務, 証拠調べ請求義務

② 課題

取調べの録音・録画面像（取調状況DVD）の証拠としての用法

4 今後の展望

① 綿密な捜査, 慎重な起訴への影響の有無

② 取調べの録音・録画の実施の拡大

③ 捜査・訴追側に求められる変化

第8 刑の一部執行猶予制度及び法改正の動向

1 刑の一部執行猶予制度

2 法改正の動向

第9 おわりに

人権を考える

—住み続ける権利、人権としての社会保障、健康権を中心に—

2017.2.17 井上英夫

はじめに

- 1 ハンセン病問題は終わっていない—「特別法廷」問題に関わって
- 2 切り捨てられるいのち・生命権

- ① 相模原殺傷事件—優生思想、恩恵主義・劣等処遇
- ② 日本の貧困の拡大・深化と政策・制度、哲学の貧困

(参照：井上「ハンセン病問題と人権—『特別法廷』問題を中心に」月刊保団連、16年8月号)

二 私の人権論—創造的人権論 人権保持のための「不断の努力義務」(憲法12条)

- 1 「頑張らなくても良い」社会の構築—日本とイタリア
- 2 事実に学ぶ—現場主義・現地主義の徹底
 - ・二つの実態=生活の実態(貧困)、制度・政策の実態(機能) =から構築
- 3 基本的人権(人権)の本質—憲法97条に学ぶ
 - ① 歴史観—過去、現在、未来
 - ② 国際的視点—人類的視点
 - ③ 闘争史観⇒権利はたたかう者の手にある⇒参加(立法、司法、行政、社会)
- 4 住み続ける権利と人権としての社会保障—21世紀の課題として

(参照：井上『住み続ける権利 貧困、震災をこえて』新日本出版社、12年、井上「住み続ける権利：21世紀人類の課題として」(特集 福島原発事故に対する法的対応と課題)日本学術会議、学術の動向14年2月号)

三 人権の現状と展望—グランド・ゼロに立って

1 戦後世界の出発点

①アウシュビッツ (オシフィエンチウム) 広島・長崎⇒チェルノブイリ

(参照：ETV 特集『それはホロコーストのリハーサルだった～障害者虐殺70年目の真実』15年)

②日本の二つの原罪 731部隊・日本軍慰安婦とハンセン病「強制絶対終生隔離収容絶滅政策」

2 ハンセン病政策 (満洲、韓国ソロクト、台湾、マレーシア、キューバ、マダガスカル、ノルウェイ)

3 被災地に立って ・阪神淡路大震災 (1995年1月17日発生) ・能登半島地震調査 (2007年3月25日発生) ・四川地震調査 (2008年5月12日発生-2009年1月訪問) ・インドネシア：バンダ・アチェ調査 (2004年12月26日発生 2010年4月訪問) ・東日本大震災・原発事故 (2011年3月11日発生) ・イタリア中部地震 (2016年8月、10月 2016年11月訪問)

4 日本の人権状況—貧困・不平等・差別の拡大・深化

①貧困=不平等の拡大・深化 餓死、孤独死・孤立死、介護・病苦殺人・心中、DV、貧困ビジネス焼死・殺人、公的施設殺人：渋川市たまゆら焼死事件 (2009年3月19日)、札幌姉妹餓死事件 (2012年1月)、銚子市母子心中事件 (2014年9月24日)、相模原殺傷事件 (2016年7月26日)

(参照：井上他編『なぜ母親は娘に手をかけたのか』旬報社、16年、井上他編『生きたかった——相模原障害者殺傷事件がこの国に問うもの』大月書店、16年)

②政策・制度の貧困

- ・労働政策 非正規労働の拡大・低賃金・長時間労働＝ワーキング・プア
- ・社会保障・社会福祉の民営化・市場化・営利化政策・社会保障から自助・共助・公助へ（

参照：井上「貧困と住み続ける権利、人権としての社会保障・生活保護」貧困研究、16号、16年)

5 人権保障の展望

①北欧で—スウェーデン、デンマーク、ノルウェイ

②アメリカ、国連で—国連人権条約と高齢者権利条約

四 基本的人権の本質と歴史—人類の自由獲得の努力の成果

1 憲法97条：この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

The fundamental human rights by this Constitution guaranteed to the people of Japan are fruits of the age-old struggle of man to be free; they have survived the many exacting tests for durability and are conferred upon this and future generations in trust, to be held for all time inviolate.

2 人権の歴史

①アメリカ独立宣言（1776年）、フランス人権宣言(1789年)

②自由民権運動 五日市憲法草案 1881（明治14年）、秩父事件 1884（明治17）年⇒大日本帝国憲法 1889（明治22）年

③ロシア革命・ソ連邦の誕生 1917 (大正 6) 年→大正デモクラシー・米騒動 1919 (大正 8) 年・
ドイツワイマール憲法 1919 (大正 8 年)

④第二次世界大戦→人間の尊厳と人権の時代

*世界人権宣言 1948 (昭和 23 年) ⇒国際人権規約 1966 (昭和 41) 年→国際人権条約

*日本国憲法 1946 (昭和 21) 年 11 月 3 日公布、1947 年 5 月 3 日施行

五 人権保障の意味

1 基本的人権 (人権) とは 「生きる基本の保障」

①Basic Human Needs と Basic Human Rights

②倫理・道徳と人権 生命倫理と人権

2 人権の理念、原理、原則

①人間の尊厳

②自己決定・選択の自由、平等の原理

(参照：井上「人の尊厳と人権」日本認知症学会監修、岡田進一編著『認知症ケアにおける倫理』
ワールドプランニング、2008 年)

③高齢者の尊厳・人権の保障と国連高齢者原則

(参照：井上『高齢化への人類の挑戦』萌文社、03 年、「平和的生存権と高齢者権利条約」ゆたか
なくらし、11 年 6・7 月合併号)

3 権利主体と保障主体 国と地方自治体、個人、企業・団体

4 支援か保障か 自助・共助・公助論と社会保障

5 人権のカタログー自由権→社会権→21世紀の人権＝総合的・複合的人権

①平和的生存権（前文、9条）

（参照：井上「平和的生存権と人権としての社会保障」自治と分権、大月書店、11年冬号）

②住み続ける権利（22条、13条、25条、26条、27条）

（参照：井上『住み続ける権利ー貧困・震災をこえて』新日本出版、12年）

③人権としての社会保障・生活保護

④国際条約と人権 ・ 普遍的人権と固有の人権

⑤国際人権規約

・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約・経社文規約)

・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約 (B規約・市民政治規約)

6 保障水準ー最低生活→十分な生活＝他の人と同等な生活→最高水準保障

7 法治国家の意味ー三権の使命

8 権利と義務の切断：国民の「不断の努力」（12条）義務

9 憲法制定者：人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果（97条）

10 違憲立法審査権（98条）と裁判を受ける権利（32条）

11 自立か独立か

六 人権としての社会保障・社会福祉発展の歴史と意義

1 社会保障 (Social Security) 発展の歴史ー恩恵→権利(契約・法律) →人権

(1) 社会保障前史

第二次大戦前 * 貧困者対策 * 官吏 * 労働力保全 * 健兵健民 * 戦費調達 * 富国強兵

* 1914年：第一次世界大戦 * 1917年：ロシア革命 * 1918年：米騒動 * 1922年：健康
保険法 * 1923年：恩給制度 * 1929年：救護法 * 1938年：国民健康保険法 * 1941年：第
二次世界大戦 * 労働者年金保険法⇒1944年：厚生年金保険法

(2) 社会保障の形成

①戦間期—1919年ワイマル憲法 1929年世界恐慌、1935年ニューディールと社会保障法

②人々の切望・願望として 1941大西洋憲章・1942年ベヴァリッジ報告⇒福祉国家

③世界人権宣言（22条、25条）：国際人権規約「経社文規約」9条

④1945年敗戦 1946年：日本国憲法公布⇒前文：平和的生存権「恐怖と欠乏からの自由」9条、
25条 生存権（憲法25条）、平等（憲法14条）、人間の尊厳（憲法13条）

⇒1946.旧生活保護法 1950年新生活保護法 1960年前後国民皆保険・皆年金、社会福祉制度
1973年児童手当法＝福祉元年

2 人権としての社会保障の理念・原理・原則

人間の尊厳の理念→自己決定・選択の自由、平等の原理→15原則

これら諸原則は、立法、行政の法解釈・適用に貫かれなければならない、司法府の違憲判断の基準ともなるべきものである。

<権利性の原則>①. 社会保障の権利性②. 社会保障の権利の無差別・平等性③社会保障の権利行使の確実性・簡易性と請求権および争訟権の保障④. 情報の保障

<保障水準に関する原則>⑤. 被保障者の包括性と普遍主義的給付の原則⑥. 保障事故・危険の包括性⑦. 保障水準・内容の必要・十分の原則⑧. 人間の尊厳と自己決定の尊重<公的責任と制度運

営に関する原則>⑨. 国と地方自治体の責任⑩. 社会保障施策の財政上の考慮への優越⑪. 社会保障費用の原則⑫. 非営利原則⑬. 民主的管理・運営の原則⑭. 参加の原則<企業の責任>⑮. 企業の社会的責任

(参照：井上他『新たな福祉国家を展望する』旬報社、11年)

3 人権としての生活保護の歴史—恩恵、法律上の権利から憲法上の権利・人権へ

—自己責任、恩恵主義、劣等処遇、スティグマと「恥」意識からの脱却

①恤救規則、救護法、新生活保護法の歴史

②制限扶助主義⇒一般扶助主義、恩恵から権利へ、自助・共助から国家責任へ

③社会保障の基底的権利として⇒補足性の原理

④生活保護法の目的、原理、原則の確認 憲法 25 条と生活保護法

⑤朝日訴訟と生活保護の権利 法律上の権利⇒人権へ

⑥生活保護法から独立生活保障法へ 自立⇒独立 人間の尊厳の理念と自己決定の原理

(参照：井上「福祉国家・住み続ける権利・人権としての社会保障」『改憲を問う—民主主義法学からの視座』法律時報増刊、日本評論社、14年12月)

七 健康権と医療保障—生命権、生存権、生活権、健康権の時代へ

・健康権：「できる限り最高水準の健康を享受する権利」

(参照：井上『患者の言い分と健康権』新日本出版社、09年)

①世界保健機関 (WHO) 憲章 前文 (1948年)

②国際人権規約 (1966年) 「経済的社会的文化的権利に関する規約」

第十二条 1 この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。

2 この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。

- (a) 死産率及び幼児の死亡率を低下させるための並びに児童の健全な発育のための対策
- (b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善
- (c) 伝染病、風土病、職業病その他の疾病の予防、治療及び抑圧
- (d) 病気の場合にすべての者に医療及び看護を確保するような条件の創出

③ 憲法第25条

一項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

二項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

八 国際的人権保障の動向と展望—人権をより豊かに

1 普遍的人権 (Universal Human Rights) と固有の人権 (Specific Human Rights)

2 障害者 (Disabled Person) から障害のある人の権利条約 (International Convention of Person with Disabilities) へ、さらに固有のニーズ (Specific Needs) をもつ人へ

3 保護から自立へ、さらに独立生活 (Independent Living) の保障へ

4 21世紀の課題—高齢者人権条約の採択と批准

九 人権論の課題—憲法25条を豊かに

(参照：井上「人権としての社会保障確立の課題—生存権裁判を中心に」矢嶋里絵他編『人権としての社会保障—人間の尊厳と住み続ける権利』法律文化社、13年)

- 1 自由権・社会権の二分論を超えて—経済的社会的文化的規約 2 条「権利の完全な実現を漸進的 progressively に達成」
- 2 憲法施行 70 周年—人権保障は時代遅れ
- 3 国際的視点—国際条約の批准・遵守と国内法の整備
- 4 憲法 25 条をより豊かに—生命権、生存権、生活権、文化権、健康権の重疊的保障
 - ①物、人、金の保障、自由と独立、自己決定の保障
 - ②何故生存権なのか
 - ③「社会権」の基底的権利として
 - ④最低限度の生活 ⇒十分な adequate 生活：人並みな生活 reasonable⇒最高水準 (highest)

十 北欧に学ぶ人権、社会保障・社会福祉=ノーマライゼーション・インクルージョン

- 1 施設⇒もう一つの家・アパート
- 2 家族支援⇒本人の人権、家族の人権—それぞれの人生を生きる
- 3 自己決定と住み続ける権利
- 4 重度の人はいない⇒自傷他害
- 5 労働・雇用⇒アクティビティの保障
- 6 民営化・委託の意味—人権のにない手を育てる
- 7 専門職と共働—民主主義

8 障害者⇒障害のある人⇒固有のニーズのある人 等級をつけるな、人間である

9 小さいことは良いことだ

おわりにー積極的平和と消極的平和

参考文献

*井上他編著『高齢者医療保障』労働旬報社、95年

*井上他編著『提言 魅力ある看護のために』労働旬報社、94年

*日本社会保障法学会編『講座 社会保障法』全6巻（総括編集委員）法律文化社、01年

*事典刊行委員会編『社会保障・社会福祉大事典』旬報社、04年

*井上英夫、高野範城編著『実務 社会保障法講義』民事法研究会、07

*『小川政亮著作集』全8巻（編集代表）、大月書店、07年

*脇田 滋、井上英夫、木下秀雄編著『若者の雇用・社会保障』日本評論社、08年

*「健康権の意義と課題」松田亮三・棟居徳子編『健康権の再検討-近年の国際的議論から日本の課題を探る』立命館大学生存学研究センター-報告9、09年

*井上他編著『障害をもつ人々の社会参加と参政権』法律文化社、11年

*日本社会保障法学会編（井上英夫、菊池馨美、古橋えつ子編著）『新・講座社会保障法』第三巻『ナショナルミニマムの再構築』法律文化社、12年

*早川和男、井上英夫、吉田邦彦編著『災害復興と居住福祉』信山社、居住福祉研究叢書5、12年

*北国新聞16年5月8日付、上毛新聞16年1月27日付 ハンセン病「特別法廷」関連記事

資料1 主要国際条約と国際年

- 2006年 障害のある人の権利条約○
2004年 奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年
2003年～2012年 第2回アジア太平洋障害者の10年
2002年 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書×
2001年 人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年
2001年 ボランティア国際年
2000年 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書○
2000年 児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書○
1999年 国際高齢者年
1999年 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書×
1996年 貧困撲滅のための国際年
1995年 国連寛容年
1994年 国際家族年
1993年 世界の先住民の国際年
1993年～2002年 アジア太平洋障害者の10年
1993年 障害のある人の機会均等化に関する基準規則
1990年 国際識字年
1990年 すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約×
1989年 児童の権利に関する条約○
1989年 市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書（死刑廃止）×
1987年 家のない人々のための国際居住年
1986年 国際平和年
1985年 国際青少年年
1984年 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約○
1983～1992年 国連障害者の10年
1983年 世界コミュニケーション年
1982年 南アフリカ制裁国際年
1982年 「障害者に関する世界行動計画」
1981年 国際障害者年
1979年 国際児童年
1979年 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約○
1978/79年 国際反アパルトヘイト年
1975年 国際婦人年
1975年 障害者の権利に関する宣言
1971年 精神遅滞者の権利に関する宣言
1971年 人種差別と闘う国際年
1970年 国際教育年
1968年 国際人権年
1966年 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約○
1966年 市民的及び政治的権利に関する国際規約○
市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書×
1965年 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約○
1959/60年 世界難民年
1948年 世界人権宣言
1945年 国連憲章

*国連広報センターホームページ (<http://www.unic.or.jp/schedule/futur3.htm>) 等から作成

○は日本批准
×は日本未批准

資料2 高齢者のための国連原則

—人生を刻む年月に活力を加えるために—

総会は、
高齢者が、社会に貢献していることを評価し、
国連憲章において、加盟国の人々が、とくに基本的人権と人間の尊厳および価値と男女
および大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、一層大きな自由の中で社会的
進歩と生活水準の向上とを促進する決意を宣言したことを認識し、
世界人権宣言と経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約ならびに市民的及び政
治的権利に関する国際規約と特定の集団に対する普遍的基準の適用を確保するその他の宣
言における諸権利の詳細な規定に留意し、
高齢化に関する世界会議において採択され、一九八二年一月三日の三七／五一決議に
おいて総会によって支持された高齢化に関する国際行動計画に従って、
国家間だけでなく国内そして個人の間において、高齢者の状況に多様な政策的対応を要
する非常に大きな違いがあることを認め、
すべての国でこれまでにないほど多数の人がよい健康状態で高齢期を迎えていることを
意識し、
科学的研究によって、高齢に伴う不可避で不可逆的な減退に関する多くの固定観念が誤
っていることが証明されていることを承知し、
高齢者数およびその割合の増加によって特徴づけられている世界において、意欲と能力
のある高齢者に社会の進行中の活動に参加し貢献する機会が用意されなければならないこ
とを確信し、
先進国および途上国における家庭生活への重い負担が、虚弱な高齢者に対してケアをし
ている者への援助を求めていることに注意し、
高齢化に関する国際行動計画や国際労働機関、世界保健機関および他の国連機関の条約、
勧告、決議によってすでに設定された基準を想起し、
以下の原則を国の計画に可能な限り取り入れるよう各国政府に奨励する。

独立 (Independence)

- 1 高齢者は、所得の保障と家族および地域社会の支援と自助を通じて十分な食糧、水、住居、衣類、健康へのケアが得られなければならない。
- 2 高齢者は、働く機会または他の所得を得る機会をもつべきである。
- 3 高齢者は、職場から引退する時期と退職するペースの決定に参加できなければならない。
- 4 高齢者は、適切な教育・訓練計画を利用できなければならない。
- 5 高齢者は、安全でかつ個人の選択や変化する能力に適合する環境において生活できなければならない。
- 6 高齢者は、できるだけ長い間、自宅に住むことができなければならない。

参加 (Participation)

- 7 高齢者は、社会との結びつきを維持すべきであり、高齢者の福祉に直接関係する政策の立案および実施に積極的に参加すべきである。また、高齢者の知識や技能を若い世代と共有すべきである。
- 8 高齢者は、地域社会に役立つ機会を見つけ、広げることができるべきであり、高齢者の関心や能力にふさわしいボランティアとして役立つことができなければならない。
- 9 高齢者は、高齢者の運動あるいは団体をつくることができなければならない。

ケア (Care)

- 10 高齢者は、文化的価値に関する各社会の制度にしたがって、家族や地域社会のケアと保護から利益を得られなければならない。
- 11 高齢者は、身体的、精神的および情緒的に最高水準の状態を維持しまたはその状態を回復し、発病を予防しまたは遅らせるように高齢者を援助する健康へのケアを受けられなければならない。
- 12 高齢者は、自主性、保護およびケアを増進する社会や法律によるサービスを受けられなければならない。
- 13 高齢者は、思いやりがあり、不安のない環境において、保護やリハビリテーションや社会的・精神的刺激を提供する適切な水準の施設ケアを利用できなければならない。
- 14 高齢者は、ケア施設や治療施設等いかなる所に住もうと、その尊厳と信念とニーズとプライバシー、そして自分の受けるケアと生活の質について決定する権利を最大限尊重されることを含む人権と基本的自由を享受できなければならない。

自己実現 (Self-fulfilment)

- 15 高齢者は、自分の可能性を最大限伸ばすことのできる機会を追求することができなければならない。
- 16 高齢者は、社会の教育的、文化的、精神的そしてレクリエーションに関する資源を利用できなければならない。

尊厳 (Dignity)

- 17 高齢者は、搾取ならびに身体的あるいは精神的虐待を受けることなく、尊厳を保ち安心して生活できなければならない。
- 18 高齢者は、年齢や性別、人種的または民族的背景や障害またはその他の地位にかかわらず公正に扱われ、高齢者の経済的寄与とは関係なく評価されるべきである。

(1991年12月16日第74回全体会合 46/91決議付録 井上英夫訳)

資料3 日本国憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第九章 改正

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

資料4 1966年国際人権規約：経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）

この規約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであることを考慮し、

これらの権利が人間の固有の尊厳に由来することを認め、

世界人権宣言によれば、自由な人間は恐怖及び欠乏からの自由を享受することであるとの理想は、すべての者がその市民的及び政治的権利とともに経済的、社会的及び文化的権利を享有することのできる条件が作り出される場合に初めて達成されることになるとを認め、

人権及び自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章に基づき諸国が負っていることを考慮し、

個人が、他人に対し及びその属する社会に対して義務を負うこと並びにこの規約において認められる権利の増進及び擁護のために努力する責任を有することを認識して、

次のとおり協定する。

第二部

第二条

1 この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。

2 この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。

3 開発途上にある国は、人権及び自国の経済の双方に十分な考慮を払い、この規約において認められる経済的権利をどの程度まで外国人に保障するかを決定することができる。

第三条

この規約の締約国は、この規約に定めるすべての経済的、社会的及び文化的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束する。

第九条

この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める。

第十条

この規約の締約国は、次のことを認める。

- 1 できる限り広範な保護及び援助が、社会の自然かつ基礎的な単位である家族に対し、特に、家族の形成のために並びに扶養児童の養育及び教育について責任を有する間に、与えられるべきである。婚姻は、両当事者の自由な合意に基づいて成立するものでなければならない。
- 2 産前産後の合理的な期間においては、特別な保護が母親に与えられるべきである。働いている母親には、その期間において、有給休暇又は相当な社会保障給付を伴う休暇が与えられるべきである。
- 3 保護及び援助のための特別な措置が、出生の他の事情を理由とするいかなる差別もなく、すべての児童及び年少者のためにとられるべきである。児童及び年少者は、経済的及び社会的な搾取から保護されるべきである。児童及び年少者を、その精神若しくは健康に有害であり、その生命に危険があり又はその正常な発育を妨げるおそれのある労働に使用することは、法律で処罰すべきである。また、国は年齢による制限を定め、その年齢に達しない児童を賃金を支払って使用することを法律で禁止しかつ処罰すべきである。

第十一条

- 1 この規約の締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利を認める。締約国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとり、このためには、自由な合意に基づく国際協力が極めて重要であることを認める。
- 2 この規約の締約国は、すべての者が飢餓から免れる基本的な権利を有することを認め、個々に及び国際協力を通じて、次の目的のため、具体的な計画その他の必要な措置をとる。
 - (a) 技術的及び科学的知識を十分に利用することにより、栄養に関する原則についての知識を普及させることにより並びに天然資源の最も効果的な開発及び利用を達成するように農地制度を発展させ又は改革することにより、食糧の生産、保存及び分配の方法を改善すること。
 - (b) 食糧の輸入国及び輸出国の双方の問題に考慮を払い、需要との関連において世界の食糧の供給の衡平な分配を確保すること。

第十二条

- 1 この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める。
- 2 この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためにとる措置には、次のことに必要な措置を含む。
 - (a) 死産率及び幼児の死亡率を低下させるための並びに児童の健全な発育のための対策
 - (b) 環境衛生及び産業衛生のあらゆる状態の改善
 - (c) 伝染病、風土病、職業病その他の疾病の予防、治療及び抑圧
 - (d) 病気の場合にすべての者に医療及び看護を確保するような条件の創出

資料5 生活保護法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(無差別平等)

第二条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護(以下「保護」という。)を、無差別平等に受けることができる。

(最低生活)

第三条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(保護の補足性)

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

(この法律の解釈及び運用)

第五条 前四条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。

第二章 保護の原則

(申請保護の原則)

第七条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

(基準及び程度の原則)

第八条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(必要即応の原則)

第九条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

(世帯単位の原則)

第一〇条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

生活保護発展の歴史

	恤救規則 1874	救護法 1929	軍事扶助法 1937	旧生活保護法 1946	新生活保護法 1950		
国家の義務	×	○	○	○	○		
国民の権利 保護請求権	×	(反射的利益) ×	(審査類似制度) ×	(49年より不服申立類似制度) ×	○		
一般扶助主義	×	×	×	(欠格条項) △	○		
国庫負担	×	5割以内 (補助)	全額	8割	~ 85	~ 88	89年~
					8割	7割	7.5割

×は否定
 ○は特定ないし制度化されたもの
 △は一部実現

最高裁判所裁判官会議談話

「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」を公表するに当たり、同報告書に示されたとおりハンセン病に罹患された方々への裁判所による違法な扱いがなされたことにつき、ここに反省の思いを表すものです。

長きにわたる開廷場所の指定についての誤った差別的な姿勢は、当事者となられた方々の基本的人権と裁判というものの在り方を揺るがす性格のものでした。国民の基本的人権を擁護するために柱となるべき立場にありながら、このような姿勢に基づく運用を続けたことにつき、司法行政を担う最高裁判所裁判官会議としてその責任を痛感します。これを機に、司法行政に取り組むに当たってのあるべき姿勢を再確認するとともに、今後、有識者委員会からの提言を踏まえ、諸施策を検討して体制づくりに努め、必要な措置を、速やかに、かつ、着実に実施してまいります。

ハンセン病に罹患された患者・元患者の方々はもとより、御家族など関係の方々には、ここに至った時間の長さを含め、心からお詫びを申し上げる次第です。

憲法記念日を迎えるに当たって

平成28年5月

憲法記念日を迎えるに当たって

最高裁判所長官 寺田逸郎

東日本大震災からの復興途上にあるなかで、2週間前から新たに熊本を中心とする強い地震に見舞われ、大きな被害が生ずる事態となりました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災され、けがをされている方々、長く不自由な避難生活を余儀なくされている方々に心からお見舞い申し上げます。「できるだけ早い復旧と復興」という目標を私達も共有し、これに努めてまいりたいと存じます。この数年、水害や火山活動の活発化などの度重なる自然災害による被害に心を痛めることが多く、社会的な不安が消えない状況となっているように思いますが、そのようななかで、社会の安定を支える制度への信頼までもが損なわれることのないよう、その重要な一翼を担う裁判所としても、改めて社会で生じる様々な事象に十分に注意を払い、的確な対応をすることができるよう徹底してまいりたいと思います。

社会のグローバル化、ボーダレス化に伴い、裁判所の関与する紛争等にも国際化が進んでいることはしばしば指摘されてきています。また、企業などの組織や家族のありようの変化に伴い、従来であればまれであった事柄が解決を求めて司法の場に持ち込まれることも顕著になっているように思います。加えて、裁判においては、判断自体の適正さに止まらず、判断に至る理由が納得の得られる程度に示されているか、手続保障の観点から欠けるところはないかといったところにまでその質的な高さが求められるようになっていきます。このような傾向に対応するという点では、20年前の現行民事訴訟法の制定や15年前からの司法制度改革など、前世紀から始められた一連の改革が、間違いなく大きい役割を果たしています。これらの改革は、運用期間の経過とともに、制度の運用面での定着と更なる発展を目指す段階にきているといえるでしょう。そこで、まず、改めて多様化するニーズを抱えた利用者の立場に立って制度の進展を図り、運営を重ねていくことにより「法の支配」を社会に浸透させるといふ、改革の理念を再確認する必要があります。その上で、その実現に向けての動きを続けていくために、制度の担い手が、幅広い事象を的確に理解し、新しい仕組みを使いこなすレベルにあるという状況を確保することができるよう、高い素養を持った人材を得た上で、継続的な能力向上策を施すことを含めた総合的な施策が重要な課題となってきているように思います。

ここで、「ハンセン病を理由とする開廷場所指定」の問題に触れておきたいと思います。この問題については、事務総局による調査報告書及び裁判官会議による談話を公表したところですが、調査報告書においては、ハンセン病を理由とする開廷場所の指定の定型的な運用が、手続的に不相当で、裁判所法に違反するものであり、二度と起こしてはならないと結論づけるとともに、ハンセン病患者の方々に対する差別を助長し、人格、尊厳を傷つけるものであったとしました。最高裁判所裁判官会議としては、これを受けた談話で示したとおり、有識者委員会の御指摘を重く受け止め、裁判所による違法な扱いにつき反省の思いを表すとともに、患者や元患者の方々など関係の方々に対し、ここに至った時間の長さを含め、心からお詫び申し上げる旨を明らかに致しました。

裁判所が「法の支配」の名の下に国民から負託された使命を果たし、国民の信頼を確保していくためには、個々の裁判を始めとする日々の作業において裁判関係者が地道な努力を続けていく以外にないことを、部内では強調してきたところです。ハンセン病の開廷場所の指定についての調査で明らかになった当時の運用姿勢は、このような観点からは反省の対象というほかありません。この機会に、司法行政の責任者たる最高裁判所として自らを省みて二度とこのようなことを繰り返すことのないよう決意し、日本国憲法の基本理念である「法の支配」の理念の重要性と裁判所の職責の重さに改めて思いを致し、国民の信頼に応えていけるよう一層努力を続けていく所存です。